



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 8 年 3 月 定例会（第 1 回） 03月24日－04号

P. 190 17 番（大原裕貴君）

◆ 17 番（大原裕貴君）＝登壇＝第 27 号議案、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。ただし、もろ手を挙げての賛成ということではありません。

国民健康保険料に子ども・子育て支援納付金を上乗せして徴収をする今回の改正については、そもそもの制度設計としての納得感が全くありません。

国民健康保険はもともと加入者の負担が重い制度になっています。とりわけ所得水準の低い層も多く加入している中で、この負担の在り方については常に課題であるとされてきています。そのような状況の中で、さらに新たな負担を上乗せすること自体、慎重であるべきだと考えます。

加えて、物価高騰が続き国民生活の負担が大きくなっている中で、新たな負担を積み上げていくことに対して強い違和感があります。現実の生活負担を踏まえた制度設計になっているのか、国の制度設計については改めて問われるべきだと考えます。

しかも今回の改正は、本来、医療給付を目的とする保険料の枠組みの中に、子ども・子育て支援という別の政策目的に係る財源を組み込むものです。保険制度の原則から見ても目的と負担の関係を曖昧にするものであり、制度の位置づけに影響を及ぼしかねません。

また、このような形で保険料の枠組みに新たな政策目的を組み込むことが前例となれば、今後も同じような考え方で制度がどんどん拡張されていく可能性が否定できません。保険制度の範囲や負担の在り方について、より慎重な整理が求められると考えます。

加えて、国は社会保障費の抑制を掲げる一方で、このような形で新たな負担を組み込んでいます。こういった点についても、政策としての整合性に疑問を感じます。

本件は国の制度改正に基づくものであり、市単独でその是非を判断できる性質のものではありません。仮に芦屋市だけがこれを拒めば国民健康保険制度の運営に支障を来し、結果として被保険者に不利益が生じることになります。

制度そのものに対しては強い疑問を持っていますが、制度運営の安定性を優先し、本議案には賛成をせざるを得ないと判断をします。

以上で賛成討論とします。